

防災活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、関金地区自治公民館協議会(以下「協議会」という。)が関金地区内の自治公民館(自主防災会)が実施する、地域の防災機能を充実させるための活動に対して支援し、安心・安全で住みよい町づくりを目的とする。

(対象活動)

第2条 自治公民館(自主防災会)における防災機能(防災研修会、防災マップ作り、支え愛マップ作り、避難訓練等)を充実する活動であること。

(助成措置)

第3条 助成は、第2条に規定する防災活動に対し、3,000円を上限として予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付請求)

第4条 自治公民館(自主防災会)は、第2条に規定する防災活動を実施したとき、防災活動助成金交付請求書に防災活動実施報告書を添付し、11月末までに協議会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 協議会長は、前条に規定する防災活動助成金交付請求書が提出されたときは、その内容を確認のうえ、年度末の12月に助成金を自治公民館(自主防災会)に交付するものとする。

付 則

この要綱は平成29年2月27日から施行し、平成29年1月1日より適用する。